

令和元年 6 月議会

生活環境委員会 報告資料

○事業系古紙の分別強化に向けた取組みについて 1 頁

参考資料

○「福岡市一般廃棄物処理基本計画」の一部改定案に対する
市民意見要旨と市の考え方 3 頁

○「福岡市一般廃棄物処理基本計画」の一部改定案 新旧対照表 6 頁

○平成31年 3 月議会 第 5 委員会報告資料 9 頁

令和元年 6 月 21 日

環 境 局

事業系古紙の分別強化に向けた取組みについて

(「福岡市一般廃棄物処理基本計画」の一部改定案に対する市民意見募集結果)

現在改定中の「福岡市一般廃棄物処理基本計画」について、パブリック・コメントを実施したところであり、提出された意見等を踏まえて基本計画を一部改定することとしたため、報告するもの。

1 意見募集期間

平成 31 年 4 月 1 日 (月) ～平成 31 年 4 月 30 日 (火) まで

2 資料の閲覧・配付場所

情報プラザ，情報公開室，各区情報コーナー，入部出張所，西部出張所，環境局計画課，各区生活環境課，博多区自転車対策・生活環境課

3 意見の提出状況と概要

(1) 意見提出状況

提出数 13 通，件数 18 件

(2) 意見等の概要

分類	件数	主な意見の概要
分別強化に関する こと	9 件	<ul style="list-style-type: none">・事業者のごみ分別区分に関して，2 分別から 3 分別への変更に賛成であり，リサイクル量が増えることを望む。・古紙の区分が増えるのは良いが，ルール変更までの期間にゆとりがあること，排出方法が複雑にならないことを望む。・古紙類があまり発生しないが，少量でも回収に来てくれるのか。
広報・啓発に関する こと	4 件	<ul style="list-style-type: none">・市民は 4 分別を行っているのに，事業所が 3 分別では少ない。事業所の意識を変える広報をしてほしい。・小規模事業者が入居するテナントビルの管理会社やビルオーナーへの指導なり，対策が必要ではないか。
事業所におけるご み減量推進に関する こと	3 件	<ul style="list-style-type: none">・特定事業用建築物^(注1)の対象範囲の拡大により，多くの事業者に制度を適用するのも一つの方策ではないか。
その他	2 件	<ul style="list-style-type: none">・古紙回収を通して，資源循環型社会システム構築への環境施策に貢献できることを誇りに思う。
合計	18 件	

(注 1) 事業の用途に供される部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超える建築物。特定事業用建築物の所有者等には，廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出及び計画に基づく減量等が義務づけられている。

4 意見等への対応

原案の修正はないが，提出された意見等は今後の事業実施の参考とするもの。

5 「福岡市一般廃棄物処理基本計画」の一部改定案

基本計画に記載している事業系ごみの分別区分に古紙を追加し、分別を義務付けるとともに、所要の改定を行うもの。

【主な改定内容】

I ごみ編

第2部 計画

6 ごみの分別収集と資源物の回収

(1) 戸別収集 に記載している分別区分の表

○現行

区分		内容
		(略)
事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ
	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ
		(略)



○改定後

区分		内容
		(略)
事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ
	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ
	古紙	会社・商店などの事業所から出される再生可能な古紙
		(略)

6 これまでの経緯と今後のスケジュール

平成 31 年 2 月	環境審議会総会に事業系古紙の分別強化について報告
平成 31 年 3 月	第 5 委員会に事業系古紙の分別強化について報告
平成 31 年 4 月	事業系古紙の分別強化についてパブリック・コメント実施
令和元年 6 月	生活環境委員会にパブリック・コメント実施結果及び基本計画一部改定案について報告
令和元年 7 月	基本計画一部改定・公表（予定）
令和元年 7 月以降	排出事業者等への周知啓発 ・各種業界団体への説明会 ・事業所への戸別訪問 ・各種媒体での広報 など
令和 2 年度中	事業系古紙の分別開始

「福岡市一般廃棄物処理基本計画」の一部改定案に対する
市民意見要旨と市の考え方

○分別強化に関すること

No	意見要旨	市の考え方
1	<p>事業者のごみ分別区分に関して、2分別から3分別への変更賛成であり、リサイクル量が増えることを望む。</p> <p>しかし、家庭ごみにおいては、プラスチック・ペットボトル・ビン・カン等細分化されているが、リサイクルされている量は少なく、細分化が無駄になっているのではと噂で聞いた。</p> <p>真偽はわからないが、分別の意味がないことにならないよう望む。</p>	<p>分別強化にあたっては、排出事業者への丁寧な周知啓発に努め、資源化のより一層の推進を図ってまいります。</p> <p>なお、家庭から排出されるペットボトル、空きびん、空き缶等については、分別収集した後、選別処理を行い、適切に資源化しておりますので、今後とも分別にご協力いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>古紙を今後、分別の一部として改定することに賛成である。</p> <p>オフィスビルは古紙（特に段ボール）をビル内のごみ置場に持っていくにも膨大な量もあり、細かくカッターなどで裁断することが多い。</p> <p>雑誌なども同様、紐かけ、それを置場に持っていく煩わしさや考えると可燃物用の袋に入れて処分しているのが現実問題。</p> <p>分別によってリサイクル商品が生み出され、活用できれば、有難いことだと思う。</p>	<p>ご意見については、今後の事業実施の参考にさせていただきます。</p> <p>今後とも、循環型社会の形成に向けて、必要な施策を着実に推進してまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>
3	<p>浸透するまで時間を要するだろうが、古紙の区分が増えるのは良いと思う。</p> <p>ごみ収集業者による回収ということで、ごみ出し日が設定されるものと思うが、中小企業からの回収率は上がるのではないかと。（古紙のたまる量、ペース、回収業者を呼ぶ手間がいらぬ）</p> <p>雨の日の回収など気になるが、ルール変更までの期間にゆとりがあること、排出方法が複雑にならないことを望む。</p>	<p>ご意見については、今後の事業実施の参考にさせていただきます。</p> <p>分別強化にあたっては、十分な周知及び準備期間を確保するなど、事業の円滑な実施に努めてまいります。</p>
4	<p>古紙回収及び古紙回収業者の活用促進については、協力していく必要があると思う。</p> <p>しかしながら、私どもの会社は家族経営で、古紙類もあまり発生しないため、今はごみとして袋に入れているが、少量の古紙でも回収に来てくれるのか。</p> <p>また、収集料金も変わるのか。零細企業なので費用が上がるのは抵抗がある。</p>	<p>少量のため、古紙回収業者が回収しない場合でも、資源化できる古紙であれば、一つの袋にまとめて回収できる仕組みを、ごみ収集許可業者で用意しています。</p> <p>詳しくは、「事業系一般廃棄物処理ルールブック」や市ホームページ等に情報を掲載しています。</p> <p>また、事業者において、古紙の処分料金は、ごみの処分料金よりも低額に設定されています。</p>
5	<p>古紙回収及び古紙回収業者の活用促進については賛成であり、事業者においても、一般家庭においても、古紙分別は問題なく取り組めるものと思う。</p> <p>弊社では、各店（一部店舗除く）に古紙回収ボックスを設置して回収に努めており、回収時のポイント制度を設けることで、回収に協力いただけるお客さまも増えている。</p> <p>家庭ごみについても、古紙分別を追加記述してはどうか。</p>	<p>ご意見については、今後の事業実施の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、家庭から排出される古紙については、現在、地域集団回収等により、回収を進めているところですが、より一層の回収促進を図るため、新たに校区毎の「資源物回収場所早わかりマップ」を作成し、市民の皆様にご周知することとしています。</p>
6	<p>古紙の新聞・使用済（コピーなど）用紙など区分できる袋等があれば、管理しやすいのではないかと。</p> <p>月何回、何曜日、回収日、古紙の種類を知りたい。</p> <p>古紙を回収してもらえれば、今まで回収場所に持参したり、業者に連絡する手間が省けるので良いと思う。</p>	<p>古紙回収業者が回収しない場合でも、資源化できる古紙であれば、一つの袋にまとめて回収できる仕組みをごみ収集許可業者で用意しています。</p> <p>詳しくは、「事業系一般廃棄物処理ルールブック」や市ホームページ等に情報を掲載しています。</p>

No	意見要旨	市の考え方
7	<p>事業系のごみは、現在、2種類のごみ袋に分けて搬出しているが、古紙として3種類の袋に仕分けできるようにして、色分けしてもらえれば、仕分けできて搬出することができる。</p>	<p>ご意見については、今後の事業実施の参考にさせていただきます。</p>
8	<p>3分別収集になることによって、古紙回収は、回収した古紙に付着物があってはならないため、通常のごみ回収と兼用して回収することができないことから、古紙専用車両を準備する必要があり、それに伴う車両の増車や維持費、作業員の確保等難しい問題もある。</p>	
9	<p>家庭では、地域集団回収に参加しており、事業系の古紙についても利用できないか。</p>	

○広報・啓発に関すること

No	意見要旨	市の考え方
10	<p>事業系ごみの区分に古紙を加えることは賛成である。勤め先でも大量の紙を使っており、ほとんどがごみとして処分されているが、会社の話では、個人情報が入っており、焼却処分が一番安価だと言われた。市民は、4分別を行っているのに、事業所が3分別では少なすぎる。もっと事業所の意識を変えてもらえる広報をしてほしい。</p>	<p>分別強化に向けた広報・啓発については、各種広報媒体を活用した周知をはじめ、「事業系一般廃棄物処理ルールブック」を市内全事業者に配布するとともに、各種業界団体への説明会の開催や事業所への戸別訪問を実施するなど、様々な方法で丁寧に進めてまいります。</p> <p>テナントビルの管理会社やビルオーナーについても、業界団体に分別強化を要請する説明会の開催や事業所での出前講座を実施するなど、周知啓発に努めてまいります。</p>
11	<p>古紙回収システムを知らない中小企業事業者が多いことから、特定事業用建築物対象外の事業者には定期的な講習等を義務付けることで、意識啓発と制度の浸透が促進するのではないか。</p>	
12	<p>分別の啓発については、啓発物の発行などを行政に求める。共通のツールを活用することで、市民の皆さまに広く周知できるのではないか。</p>	
13	<p>小規模事業者の古紙の資源化促進とあるが、小規模事業者が入るテナントビル自体には、資源物置き場が設けられていなかったりというケースが、9割以上かと思われる。弊社への問い合わせに「1階のスペースに出していたければ無料回収できます」と応えても、ビルの管理会社から「置いてはいけない」との指摘を受け、階上までの回収では有償になり、小規模事業者のリサイクル意識は向上しないのではないか。特定事業用建築物だけでなく、小規模事業者が入居するテナントビルの管理会社やビルオーナーへの指導なり対策が必要ではないか。</p>	

○事業所におけるごみ減量推進に関すること

No	意見要旨	市の考え方
14	<p>特定事業用建築物の対象範囲について、平成17年度に拡大し、現在の対象者においては、制度と意識も浸透しており、対象範囲の拡大（例：1,000㎡超→800㎡超等）により、多くの事業者に制度を適用するののも一つの方策ではないか。</p>	<p>ご意見については、今後の事業実施の参考にさせていただきます。 より効果的な施策の実施については、ごみ減量施策を推進していくなかで検討してまいります。</p>
15	<p>廃棄物の減量等に関する計画書における紙類の項目については、福岡市や市認定団体が確認した計量システムでの計量を義務付けることで、目分量を排除し、正確な管理と意識付けに繋がるのではないか。</p>	
16	<p>廃棄物の減量等に関する計画書において、紙類の減量やリサイクル率向上を達成した事業者には、ごみ処理手数料の減免や事業系ごみ用袋の一部無償提供等の恩恵制度を設けることで、促進化に繋がるのではないか。</p>	

○その他

No	意見要旨	市の考え方
17	<p>SDGsが掲げられたパリ協定採択後の計画であり、p1,2,7についてはSDGsとの関連、あるいはSDGsのことに触れておくべきではないか。</p>	<p>SDGsと基本計画との関係性の整理については、今後、基本計画の中間見直しを行うなかで検討してまいります。</p>
18	<p>古紙回収を通して、福岡市のテーマである「元気が持続する循環のまち・ふくおか」の資源循環型社会システム構築への環境施策に貢献できることを誇りに思う。</p>	<p>今後とも、循環型社会の形成に向けて、必要な施策を着実に推進してまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>

「福岡市一般廃棄物処理基本計画」の一部改定案 新旧対照表

現行	改定案
<p>I ごみ編</p> <p>第1部 計画改定の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>第2部 計画</p> <p>(略)</p> <p>5 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進のための方策に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 3Rの基盤整備</p> <p>④事業系古紙回収の推進</p> <p>関係業界団体の協力のもと実施している「事業系古紙回収推進事業」の普及拡大を図るとともに、<u>新たな資源化ルートの構築を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 人づくり</p> <p>③ごみの分別等に関する啓発・指導</p> <p>各家庭に対しては、古紙など資源物の地域集団回収や回収拠点等の活用を促すとともに、ごみを定期収集に出す際の生ごみの水切りや適正な分別・排出を徹底する等の啓発に努める。また、事業所に対しては、資源化・適正処理に向けた指導や支援を行う。</p>	<p>I ごみ編</p> <p>第1部 計画改定の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>第2部 計画</p> <p>(略)</p> <p>5 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進のための方策に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 3Rの基盤整備</p> <p>④事業系古紙回収の推進</p> <p>関係業界団体の協力のもと実施している「事業系古紙回収推進事業」に加え、<u>ごみ収集ルートを活用した古紙回収や古紙回収業者の活用を促進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 人づくり</p> <p>③ごみの分別等に関する啓発・指導</p> <p>各家庭に対しては、古紙など資源物の地域集団回収や回収拠点等の活用を促すとともに、ごみを定期収集に出す際の生ごみの水切りや適正な分別・排出を徹底する等の啓発に努める。また、事業所に対しては、資源化・適正処理に向けた指導や支援を行うとともに、<u>分別区分に定めた分別が徹底されるよう啓発に努める。</u></p>

現行		改定案																																													
6 ごみの分別収集と資源物の回収		6 ごみの分別収集と資源物の回収																																													
(1) 戸別収集		(1) 戸別収集																																													
(略)		(略)																																													
また、事業系ごみについては <u>2</u> 分別により収集するものとする。		また、事業系ごみについては <u>3</u> 分別により収集するものとする。																																													
(略)		(略)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家庭ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）</td> </tr> <tr> <td>空きびん・ペットボトル</td> <td>家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業系ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共系ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	家庭ごみ	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）	空きびん・ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル	事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ	公共系ごみ	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家庭ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）</td> </tr> <tr> <td>空きびん・ペットボトル</td> <td>家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業系ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ</td> </tr> <tr> <td>古紙</td> <td>会社・商店などの事業所から出される再生可能な古紙</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共系ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	家庭ごみ	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）	空きびん・ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル	事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ	古紙	会社・商店などの事業所から出される再生可能な古紙	公共系ごみ	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ
区 分	内 容																																														
家庭ごみ	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ																																													
	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ																																													
	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）																																													
	空きびん・ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル																																													
事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ																																													
	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ																																													
公共系ごみ	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ																																													
	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ																																													
区 分	内 容																																														
家庭ごみ	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ																																													
	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ																																													
	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）																																													
	空きびん・ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル																																													
事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ																																													
	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ																																													
	古紙	会社・商店などの事業所から出される再生可能な古紙																																													
公共系ごみ	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ																																													
	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ																																													

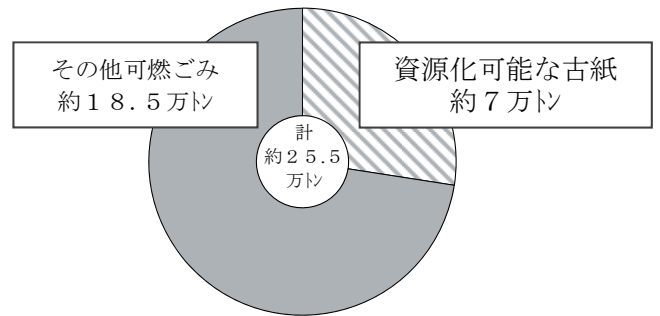
現行		改定案																																																											
(略)		(略)																																																											
7 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項		7 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項																																																											
(1) 収集運搬計画		(1) 収集運搬計画																																																											
(略)		(略)																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排出方法</th> <th>収集回数</th> <th>収集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家庭ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>指定袋</td> <td>週2回</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>指定袋</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>電話申込み</td> <td>申込みの都度</td> </tr> <tr> <td>空きびん・ペットボトル</td> <td>指定袋</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業系ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>中身が見える袋</td> <td rowspan="2">自己搬入又は許可業者による戸別収集</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>中身が見える袋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共系ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td rowspan="2">必要に応じて</td> <td rowspan="2">市の直営又は委託</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> </tr> </tbody> </table>		区分	排出方法	収集回数	収集方法	家庭ごみ	燃えるごみ	指定袋	週2回	燃えないごみ	指定袋	月1回	粗大ごみ	電話申込み	申込みの都度	空きびん・ペットボトル	指定袋	月1回	事業系ごみ	燃えるごみ	中身が見える袋	自己搬入又は許可業者による戸別収集	燃えないごみ	中身が見える袋	公共系ごみ	燃えるごみ	必要に応じて	市の直営又は委託	燃えないごみ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排出方法</th> <th>収集回数</th> <th>収集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家庭ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>指定袋</td> <td>週2回</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>指定袋</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>電話申込み</td> <td>申込みの都度</td> </tr> <tr> <td>空きびん・ペットボトル</td> <td>指定袋</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業系ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>中身が見える袋</td> <td rowspan="3">自己搬入又は許可業者による戸別収集</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>中身が見える袋</td> </tr> <tr> <td>古紙</td> <td>収集運搬業者が指定する方法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共系ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td rowspan="2">必要に応じて</td> <td rowspan="2">市の直営又は委託</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> </tr> </tbody> </table>		区分	排出方法	収集回数	収集方法	家庭ごみ	燃えるごみ	指定袋	週2回	燃えないごみ	指定袋	月1回	粗大ごみ	電話申込み	申込みの都度	空きびん・ペットボトル	指定袋	月1回	事業系ごみ	燃えるごみ	中身が見える袋	自己搬入又は許可業者による戸別収集	燃えないごみ	中身が見える袋	古紙	収集運搬業者が指定する方法	公共系ごみ	燃えるごみ	必要に応じて	市の直営又は委託	燃えないごみ
区分	排出方法	収集回数	収集方法																																																										
家庭ごみ	燃えるごみ	指定袋	週2回																																																										
	燃えないごみ	指定袋	月1回																																																										
	粗大ごみ	電話申込み	申込みの都度																																																										
	空きびん・ペットボトル	指定袋	月1回																																																										
事業系ごみ	燃えるごみ	中身が見える袋	自己搬入又は許可業者による戸別収集																																																										
	燃えないごみ	中身が見える袋																																																											
公共系ごみ	燃えるごみ	必要に応じて	市の直営又は委託																																																										
	燃えないごみ																																																												
区分	排出方法	収集回数	収集方法																																																										
家庭ごみ	燃えるごみ	指定袋	週2回																																																										
	燃えないごみ	指定袋	月1回																																																										
	粗大ごみ	電話申込み	申込みの都度																																																										
	空きびん・ペットボトル	指定袋	月1回																																																										
事業系ごみ	燃えるごみ	中身が見える袋	自己搬入又は許可業者による戸別収集																																																										
	燃えないごみ	中身が見える袋																																																											
	古紙	収集運搬業者が指定する方法																																																											
公共系ごみ	燃えるごみ	必要に応じて	市の直営又は委託																																																										
	燃えないごみ																																																												

事業系古紙の分別強化に向けた取組みについて

1 取組みの内容

(1) 資源化可能な古紙の割合

事業系古紙の資源化については、これまで大規模排出事業者を中心に取組みが進んできたが、事業系可燃性ごみの中には約 7 万トンの資源化可能な古紙が含まれており、さらなる取組みが必要である。



(出典:福岡市事業系ごみ排出状況調査委託 平成 29 年度)

(図 1 事業系可燃性ごみの内訳)

(2) 古紙回収の環境整備

平成 30 年 5 月からは、ごみ収集許可業者のごみ収集ルートを活用した新たな古紙回収を開始し、従来、古紙回収業者による回収ルートを利用しづらかった小規模排出事業者の利便性を高め、全ての排出事業者の古紙を回収し資源化する環境が整った。

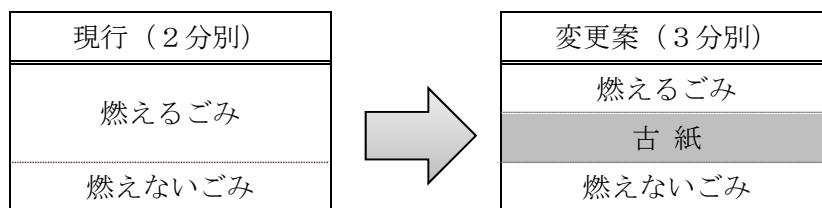
(古紙排出方法)

主な排出事業者	排出方法	
小規模排出事業者	紙類を袋にひとまとめ	ごみ収集許可業者への依頼
大規模排出事業者	段ボールや新聞, 雑誌等の種類ごとに分別	古紙回収業者への依頼
		古紙問屋への自己搬入

(3) 分別区分への古紙の追加

環境審議会においては、更なる古紙の資源化と、事業系ごみの減量の推進のため、資源化への誘導策を強化するとともに、平成 32 年度を目途に排出事業者に事業系古紙の分別を義務づけることについて提案がなされたところである。

そのため、「福岡市一般廃棄物処理基本計画」の事業系ごみの分別区分に、下記のとおり古紙を追加するための取組みを進めていく。



(図 2 分別区分の変更案)

2 今後の方向性

平成 31 年度においては，排出事業者に更なる古紙分別を促すため，事業所への戸別訪問等により 3 R の意識向上を図り，排出事業者のニーズに応じた古紙の分別を促進する。

また，「福岡市一般廃棄物処理基本計画」の一部改定の手続きとしてパブリックコメント等を実施するほか，分別区分に古紙を追加する時期を明示し，各種業界団体への説明会の開催やテレビ・新聞等での周知啓発を行う。

- ・平成 31 年度 : 古紙分別への誘導強化
 - 4 月 : パブリックコメントの実施
 - 6 月 : 上記実施状況等の第 5 委員会への報告
排出事業者等への周知啓発の開始
- ・平成 32 年度中 : 分別区分への古紙の追加